

# 令和5年7月の主な動き、取組

## 1 令和5年5月の雇用失業情勢について

(職業安定部 職業安定課)

有効求人数	41,689人	対前月比	0.6%増 (5か月ぶりの増加)
有効求職者数	34,367人	対前月比	0.5%増 (2か月連続の増加)
有効求人倍率	1.21倍	前月と同水準	

※ 数値は季節調整値

## 2 令和5年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会の開催について

(労働基準部 賃金室)

令和5年7月6日に、令和5年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会を開催します。

## 3 賃金引上げに「業務改善助成金」を活用して下さい。

(雇用環境・均等室)

最低賃金の引上げに向けて環境整備を図る中小企業・小規模事業者を支援します。

## 4 令和4年に調査した事業場の7割に法違反

(労働基準部 監督課)

令和4年に立入調査を行った1,390事業場の72.7%で何らかの労働基準関係法令(労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法など)の違反が認められました。

## 5 令和5年度鹿児島労働安全衛生大会を開催します。

(労働基準部 健康安全課)

全国安全週間(7月1日から7日まで)の取組の一環として、7月4日に「令和5年度鹿児島労働安全衛生大会」を開催します。

**6 全国安全週間にあたり、合同安全パトロールを実施します。**

**(労働基準部 健康安全課)**

全国安全週間（7／1～7／7）にあたり、7月7日(金)に荷役作業現場における合同安全パトロールを実施します。

鹿児島労働局発表  
令和5年6月30日(金)

鹿児島労働局 職業安定部  
職業安定課長 右田 裕幸  
地方労働市場情報官 桑畑 千恵子  
Tel. 099 ( 219 ) 8711

## 鹿児島の雇用失業情勢(令和5年5月分)について

～有効求人倍率は、1.21倍で、前月と同水準～

### 5月の概要

県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、改善の動きにやや弱さがみられる。物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き注視が必要。

#### ○有効求人倍率の状況

- ・有効求人倍率(季節調整値) **1.21倍** 前月と同水準 (P6参照)
  - ・全国では35番目。九州では、宮崎県、大分県、佐賀県、熊本県、福岡県、長崎県に次ぎ、7番目。
  - ・〔全国〕有効求人倍率(季節調整値) 1.31倍 前月より0.01ポイント減少

- ・有効求人数(季節調整値) **41,689人** 前月より0.6%増加(5か月ぶりの増加)

- ・有効求職者数(季節調整値) **34,367人** 前月より0.5%増加(2か月連続の増加)

・就業地別有効求人倍率(季節調整値)1.30倍 前月より0.01ポイント減少(5か月連続の減少)

※公表値としては、集計開始以降、継続的に「受理地別」(求人を受理したハローワークの所在地で求人数を集計)を使用。

「就業地別」は、求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する就業地で求人数を集計し、算出したもの。

#### ○新規求人・求職の状況

- ・新規求人倍率(季節調整値) **2.14倍** 前月より0.22ポイント増加(2か月ぶりの増加) (P6参照)

- ・新規求人数(原数値) **14,747人** 前年同月より1.1%減少(3ヶ月連続の減少) (P6参照)

主要産業の新規求人数(前年同月比)

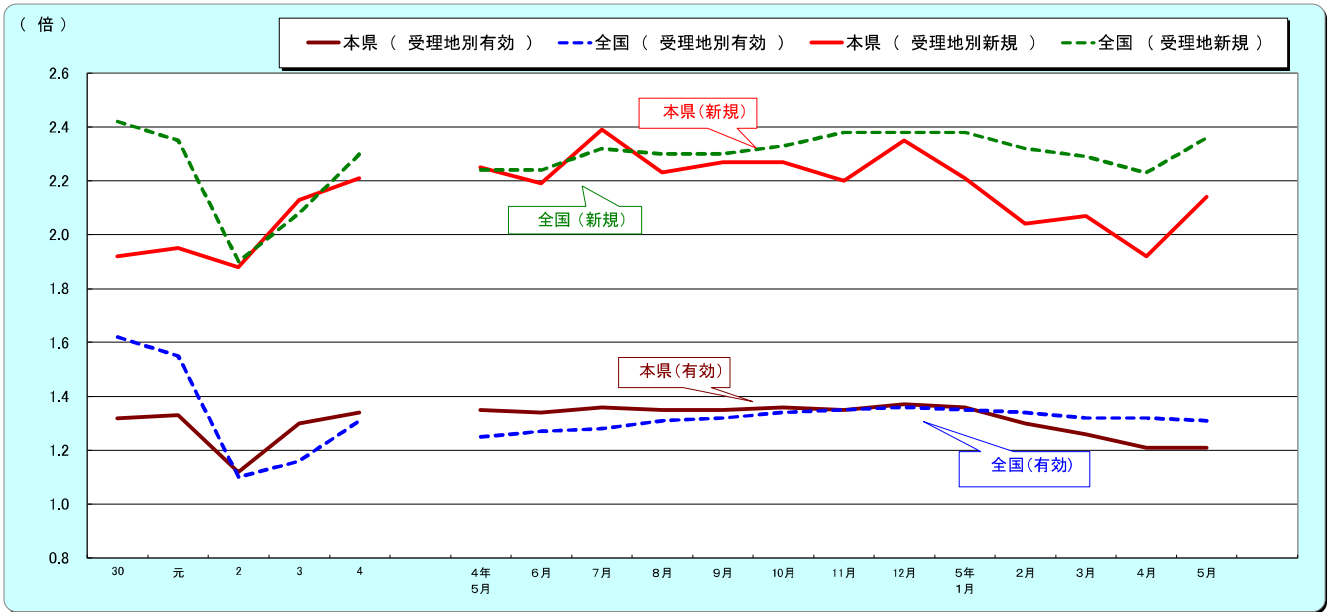
増加した業種……サービス業(他に分類されないもの)(14.3%増)、卸売業・小売業(6.9%増)

増減なしの業種……宿泊業・飲食サービス業(±0)

減少した業種……運輸・郵便業(14.6%減)、製造業(9.9%減)、建設業(8.9%減)、  
医療・福祉(4.6%減)

- ・新規求職申込件数(原数値) **7,496人** 前年同月より1.3%増加(4か月連続の増加) (P7参照)

# 1. 求人倍率の推移(一般・パート、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



		30年度	元	2	3	4	4年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年1月	2月	3月	4月	5月	
有効求人倍率	受理地別	本県	1.32	1.33	1.12	1.30	1.34	<u>1.35</u>	<u>1.34</u>	<u>1.36</u>	<u>1.35</u>	<u>1.35</u>	<u>1.36</u>	<u>1.35</u>	<u>1.37</u>	1.36	1.30	1.26	1.21	1.21
	全国	1.62	1.55	1.10	1.16	1.31	<u>1.25</u>	<u>1.27</u>	<u>1.28</u>	<u>1.31</u>	<u>1.32</u>	<u>1.34</u>	<u>1.35</u>	<u>1.36</u>	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31	
新規求人倍率	就業地別	本県	1.42	1.42	1.18	1.36	1.43	<u>1.43</u>	<u>1.42</u>	<u>1.44</u>	<u>1.43</u>	<u>1.44</u>	<u>1.44</u>	<u>1.46</u>	1.45	1.40	1.37	1.31	1.30	
	全国	2.42	2.35	1.90	2.08	2.30	<u>2.24</u>	<u>2.24</u>	<u>2.32</u>	<u>2.30</u>	<u>2.30</u>	<u>2.33</u>	<u>2.38</u>	<u>2.38</u>	2.38	2.32	2.29	2.23	2.36	
新規求人倍率	受理地別	本県	1.92	1.95	1.88	2.13	2.21	<u>2.25</u>	<u>2.19</u>	<u>2.39</u>	<u>2.23</u>	<u>2.27</u>	<u>2.20</u>	<u>2.35</u>	2.21	2.04	2.07	1.92	2.14	
	全国	2.42	2.35	1.90	2.08	2.30	<u>2.24</u>	<u>2.24</u>	<u>2.32</u>	<u>2.30</u>	<u>2.30</u>	<u>2.33</u>	<u>2.38</u>	<u>2.38</u>	2.38	2.32	2.29	2.23	2.36	
新規求人倍率	就業地別	本県	2.05	2.08	1.97	2.24	2.36	<u>2.38</u>	<u>2.31</u>	<u>2.56</u>	<u>2.38</u>	<u>2.39</u>	<u>2.41</u>	<u>2.34</u>	2.48	2.44	2.21	2.24	2.08	2.27
	全国	2.42	2.35	1.90	2.08	2.30	<u>2.24</u>	<u>2.24</u>	<u>2.32</u>	<u>2.30</u>	<u>2.30</u>	<u>2.33</u>	<u>2.38</u>	<u>2.38</u>	2.38	2.32	2.29	2.23	2.36	

\*4年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

# 2. 求人の動き(一般・パート、原数値)

新規求人数が前年同月比▲1.1%となり、有効求人数とともに3か月連続で前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和4年度		令和5年							
	(月平均)		2月		3月		4月		5月	
新規求人数 ※	15,479	4.5	16,507	0.0	15,009	▲ 5.3	13,925	▲ 10.9	14,747	▲ 1.1
D 建設業	1,510	2.5	1,492	▲ 2.9	1,505	0.3	1,443	▲ 9.0	1,389	▲ 8.9
E 製造業	1,527	2.4	1,317	▲ 3.9	1,283	▲ 22.2	1,340	▲ 28.4	1,215	▲ 9.9
H 運輸業、郵便業	588	10.5	566	▲ 7.1	613	5.1	555	▲ 0.5	549	▲ 14.6
I 卸売業、小売業	2,059	3.1	1,980	▲ 12.0	1,922	▲ 0.5	1,692	▲ 9.1	2,475	6.9
M 宿泊業、飲食サービス業	1,017	23.9	1,028	28.5	1,118	12.9	882	▲ 15.1	931	0.0
P 医療、福祉	4,870	4.0	5,125	1.4	4,800	▲ 5.3	4,762	▲ 3.1	4,477	▲ 4.6
R サービス業(他に分類されないもの)	1,486	▲ 2.3	1,635	▲ 9.1	1,431	▲ 14.8	1,371	▲ 21.7	1,576	14.3
有効求人数	44,563	6.5	46,283	1.3	45,662	▲ 2.6	42,411	▲ 5.9	41,564	▲ 5.0

※求人数の多い主な産業のみ内数として掲載しているため、合計とは一致しない。

### 3-1. 求職の動き(一般・パート、原数値)

新規求職申込件数は4か月連続、有効求職者数は13か月連続で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和4年度		令和5年							
	(月平均)		2月		3月		4月		5月	
新規求職申込件数	7,009	0.6	7,796	9.9	7,969	4.7	9,533	3.0	7,496	1.3
44歳以下	3,364	▲ 3.2	3,467	4.0	3,724	1.9	4,250	2.8	3,449	▲ 4.1
うち34歳以下	1,994	▲ 4.5	1,958	0.7	2,287	5.4	2,527	▲ 0.9	2,013	▲ 5.8
45歳以上	3,646	4.3	4,329	15.0	4,245	7.4	5,283	3.2	4,047	6.5
うち55歳以上	2,362	5.6	2,755	14.9	2,745	10.9	3,712	2.3	2,701	11.6
うち65歳以上	1,063	7.7	1,192	17.4	1,307	13.7	1,857	4.2	1,227	10.0
雇用保険受給資格決定件数	1,922	1.9	1,767	12.8	1,921	5.4	2,986	5.7	2,972	7.3

有効求職者数	33,257	3.0	33,416	4.7	34,849	4.6	36,145	4.6	36,408	4.8
44歳以下	15,382	0.9	15,254	1.4	15,788	2.0	16,128	3.4	16,312	3.3
うち34歳以下	9,139	▲ 0.3	8,861	▲ 0.7	9,293	1.5	9,593	3.0	9,703	2.7
45歳以上	17,875	4.8	18,162	7.7	19,061	6.8	20,017	5.6	20,096	6.0
うち55歳以上	11,571	5.6	11,669	9.6	12,281	8.4	13,318	6.9	13,447	8.5
うち65歳以上	4,624	10.3	4,590	12.8	5,062	11.1	5,799	8.6	5,886	10.2
雇用保険受給者実人員	6,276	▲ 2.8	5,767	4.3	5,613	▲ 0.8	5,666	0.7	6,371	7.3

### 3-2. 新規求職申込件数の態様別状況(一般・パートのうち常用、原数値)

離職求職者(うち自己都合)が、4か月連続で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和4年度		令和5年							
	(月平均)		2月		3月		4月		5月	
新規求職申込件数	6,955	0.7	7,753	9.9	7,926	4.8	9,491	3.2	7,440	1.1
在職求職者	1,994	▲ 1.3	2,821	3.0	2,575	4.2	1,640	2.4	1,657	▲ 8.7
離職求職者	4,298	1.4	4,236	14.1	4,514	4.3	7,087	4.5	5,085	6.2
うち事業主都合	808	▲ 6.3	715	4.1	894	▲ 4.2	1,862	10.0	1,142	28.5
うち自己都合	3,251	4.3	3,291	17.3	3,400	8.8	4,676	2.7	3,697	2.8
無業求職者	663	2.2	696	15.2	837	9.6	764	▲ 6.8	698	▲ 7.2

#### 4. 就職の動き(一般・パート)

就職件数は2か月ぶりに前年同月を上回り、34歳以下を除くすべての年齢層において前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和4年度 (月平均)		令和5年							
			2月		3月		4月		5月	
就職件数	2,517	▲ 3.0	2,949	10.3	3,698	6.4	2,770	▲ 4.3	2,699	5.9
44歳以下	1,248	▲ 8.0	1,346	▲ 2.5	1,712	1.4	1,289	▲ 4.4	1,335	0.5
うち34歳以下	686	▲ 11.1	692	▲ 11.8	872	▲ 3.4	722	▲ 6.5	722	▲ 4.6
45歳以上	1,269	2.3	1,603	24.1	1,986	11.1	1,481	▲ 4.1	1,364	11.9
うち55歳以上	725	3.0	964	33.7	1,122	7.8	879	▲ 6.7	762	14.4
うち65歳以上	230	4.6	286	40.9	359	16.6	340	▲ 3.7	270	29.8
雇用保険受給者	691	0.9	688	11.7	851	11.4	660	▲ 7.0	801	1.5

#### 5. 正社員の求人・求職状況(原数値)

正社員有効求人倍率は、3か月連続で前年同月を下回った。

各月のうち右欄は、前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和4年度 (月平均)		令和5年							
			2月		3月		4月		5月	
正社員新規求人数	7,424	6.0	7,531	4.1	7,297	▲ 0.4	7,009	▲ 6.2	7,068	0.3
新規求人数に占める割合	48.0%	0.7	45.6%	1.7	48.6%	2.4	50.3%	2.5	47.9%	0.6
正社員有効求人倍率	<b>1.14</b>	<b>0.06</b>	<b>1.15</b>	<b>0.00</b>	<b>1.11</b>	<b>▲ 0.01</b>	<b>1.04</b>	<b>▲ 0.04</b>	<b>1.02</b>	<b>▲ 0.05</b>
全国	0.98	0.08	1.06	0.09	1.02	0.07	0.98	0.06	0.96	0.05
正社員有効求人数	21,636	7.3	21,938	2.6	21,920	1.1	21,104	▲ 1.2	20,625	▲ 2.0
有効求人数に占める割合	48.6%	0.4	47.4%	0.6	48.0%	1.8	49.8%	2.4	49.6%	1.5
正社員有効求職者数(※)	19,072	1.6	19,037	2.0	19,812	2.2	20,213	2.6	20,243	2.9
有効求職者に占める割合	57.3%	▲ 0.7	57.0%	▲ 1.5	56.9%	▲ 1.3	55.9%	▲ 1.1	55.6%	▲ 1.0

(※) 正社員有効求職者数・・・パートを除く常用の有効求職者数(派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれている。)

#### 6. 令和5年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率の推移(一般・パート、原数値)

安定所	鹿児島	熊毛	川内	宮之城	鹿屋	国分	大口	加世田	伊集院	大隅	出水	名瀬	指宿	局計
令和4年5月	1.28	1.40	1.27	1.38	1.29	1.15	1.26	1.19	0.94	1.27	1.63	1.16	1.41	1.26
6月	1.28	1.23	1.25	1.36	1.33	1.19	1.27	1.14	0.96	1.32	1.62	1.17	1.51	1.27
7月	1.34	1.25	1.42	1.50	1.28	1.21	1.36	1.20	0.99	1.38	1.74	1.25	1.49	1.32
8月	1.34	1.28	1.26	1.55	1.26	1.22	1.38	1.22	0.98	1.36	1.53	1.24	1.61	1.31
9月	1.36	1.55	1.29	1.53	1.27	1.19	1.44	1.14	0.99	1.37	1.59	1.30	1.51	1.32
10月	1.38	1.70	1.42	1.59	1.33	1.20	1.53	1.12	1.03	1.40	1.67	1.36	1.48	1.35
11月	1.43	1.75	1.32	1.75	1.38	1.19	1.28	1.15	0.98	1.70	1.69	1.39	1.52	1.38
12月	1.51	2.04	1.32	1.81	1.87	1.26	1.27	1.23	0.98	1.50	1.76	1.42	1.61	1.47
令和5年1月	1.46	2.03	1.34	1.78	1.80	1.27	1.09	1.22	0.91	1.45	1.71	1.42	1.54	1.43
2月	1.43	1.88	1.27	1.42	1.71	1.21	1.02	1.30	0.95	1.34	1.66	1.49	1.32	1.39
3月	1.39	1.63	1.19	1.29	1.44	1.13	1.21	1.28	0.89	1.42	1.43	1.30	1.28	1.31
4月	1.25	1.53	0.99	1.12	1.24	1.05	1.01	1.12	0.83	1.36	1.30	1.11	1.14	1.17
5月	1.23	1.56	0.89	1.14	1.22	1.03	0.92	1.04	0.79	1.33	1.26	1.03	1.14	1.14

## 〈用語の解説〉

- 新規求人数…… ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。
- 有効求人数…… 「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計。
- 新規求職申込件数…… ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数と、新たにハローワークインターネットサービスからオンライン登録を行った件数(オンライン登録者)の合計。
- 有効求職者数…… 「前月から繰越された有効求職者数及び有効オンライン登録者」と当月の「新規求職申込件数」の合計。
- 求人倍率…… 求職者数に対する求人数の割合。  
求人を受理したハローワークが所在する地域ごとに集計した数値である受理地別求人倍率と、実際に就業する地域ごとに集計した数値である就業地別求人倍率がある。
- ⇒新規求人倍率… 「新規求人数」÷「新規求職申込件数」(新規オンライン登録者を含む)。
- ⇒有効求人倍率… 「月間有効求人数」÷「月間有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。
- ⇒正社員有効求人倍率… 「正社員の有効求人数」÷「パートを除く常用の有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。  
ただし、「パートを除く常用の有効求職者」には、派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
- 季節調整値…… 1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値。  
求人数や求職数は、経済状況だけでなく、社会習慣等の季節的な理由によっても変化する。  
そのため、季節変動を有する系列の分析を行う際には、季節的な理由による変動を排除する必要があり、この季節変動の除去を「季節調整」という。  
毎年1回(1月分公表時に)季節調整値替えが行われ、過去の季節調整値は改訂される。
- 原数値…… 実際の数値(季節調整前の数値)。
- 就職件数…… ハローワークの有効求職者が、ハローワークの紹介により就職したことを確認した件数と、オンライン登録者がハローワークインターネットサービスから自主的に応募し就職が確認された件数の合計。
- 一般…… パートタイム以外のものをいう。
- パート…… パートタイムの略。1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短いものをいう。
- 常用…… 雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く)。
- 正社員…… パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに  
来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人  
に直接応募した就職件数等が含まれている。

## 令和5年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会の開催について

鹿児島労働局長（局長 <sup>ちゅうしょ</sup> 中所 <sup>てるひと</sup> 照仁）は、令和5年7月6日に令和5年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会を開催します。

1 日時 令和5年7月6日（木）午前10時～

2 場所 鹿児島合同庁舎 第2会議室（3階）（電話：099-223-8278）

（所在地）鹿児島市山下町13番21号

### 3 主な議題

- （1） 令和5年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について
- （2） 令和5年度鹿児島県最低賃金改正諮問について
- （3） 鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- （4） 産業別最低賃金の改正に関する申出の意向表明について

### 4 取材

- （1） 会議は公開の予定です。（公開の決定を冒頭で行います。）
- （2） 取材申込者は、取材希望の旨を電話又はメールにより、7月3日（月）までにお申し込みください。
- （3） お申し込みいただいたご本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日はご本人であることが分かるものをお持ちください。

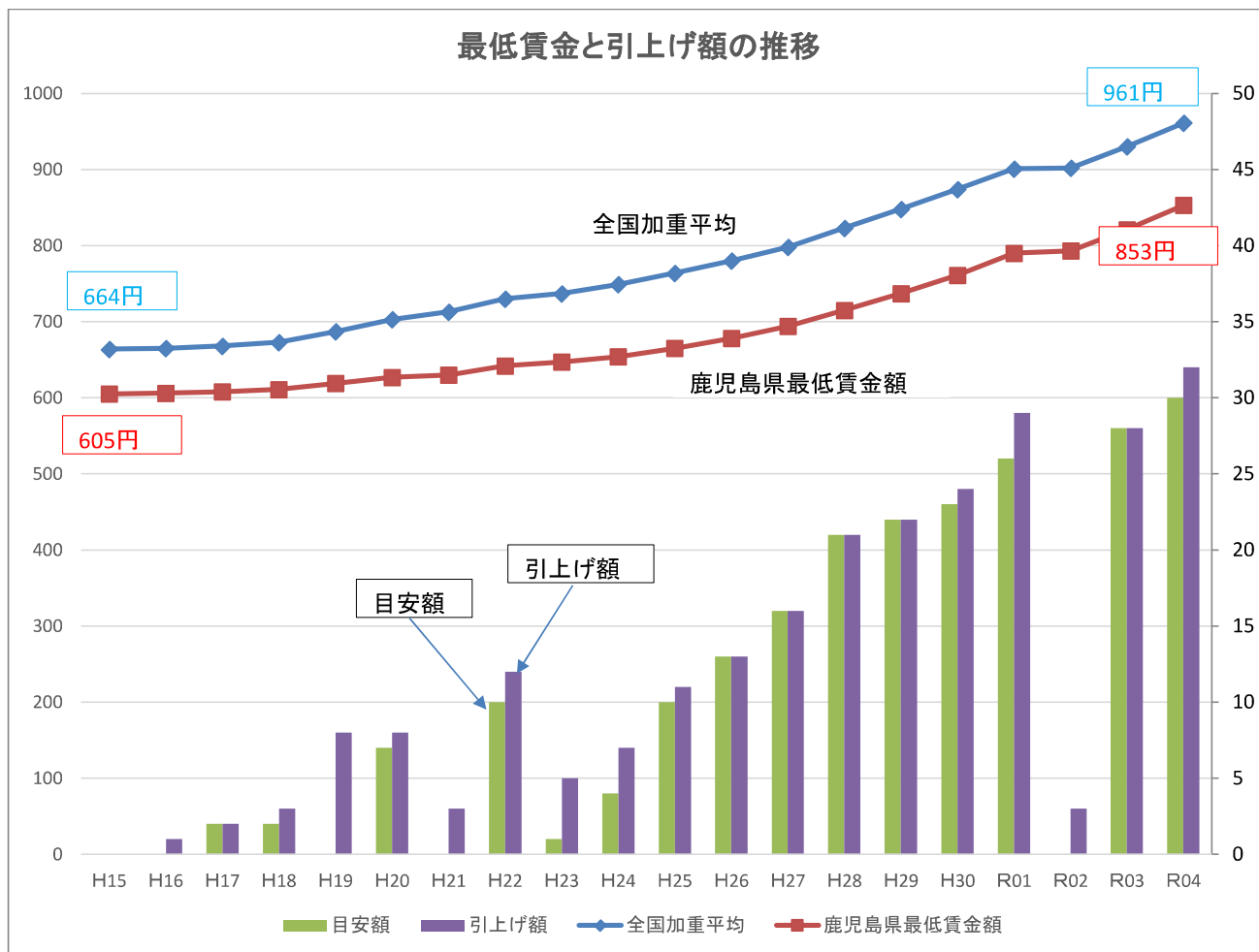
### 5 照会先

鹿児島労働局労働基準部賃金室

室長 松山、室長補佐 松下 （直通電話）099（223）8278

メールアドレス：chinginshitsu-kagoshimakyoku@mhlw.go.jp





年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
全国加重平均	664	665	668	673	687	703	713	730	737	749
鹿児島県最低賃金額	605	606	608	611	619	627	630	642	647	654
引上げ額	0	1	2	3	8	8	3	12	5	7
目安額	0	示さず	2	2	6~7	7	示さず	10	1	4

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
全国加重平均	764	780	798	823	848	874	901	902	930	961
鹿児島県最低賃金額	665	678	694	715	737	761	790	793	821	853
引上げ額	11	13	16	21	22	24	29	3	28	32
目安額	10	13	16	21	22	23	26	示さず	28	30

**令和 4 年度 鹿児島地方最低賃金審議会日程（実績）**

- 令和 4 年 7 月 4 日（月） 第 1 回本審  
主な議題：鹿児島県最低賃金改正諮問
  
- 令和 4 年 7 月 2 9 日（金） 第 2 回本審  
主な議題：中央最低賃金審議会の目安審議経過
  
- 令和 4 年 8 月 1 0 日（水） 第 3 回本審  
主な議題：鹿児島県最低賃金改正答申
  
- 令和 4 年 8 月 2 6 日（金） 第 4 回本審  
主な議題：鹿児島県最低賃金改正決定（答申）に対する異議申し出

報道関係者 各位

令和5年6月30日（金）

【照会先】

鹿児島労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 磯元 昭二

室長 補佐 柳澤 和人

## 賃金引上げに「業務改善助成金」の活用を

～賃金引上げ、設備投資と併せて中小企業・小規模事業者を支援します～

「業務改善助成金」は、賃金引上げに際しての負担を軽減することにより、最低賃金の引上げに向けた環境整備を図ることを目的としています。「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上につながる設備投資、コンサルティング、人材育成・教育訓練などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

鹿児島県最低賃金（現在、時間額 853 円）は、毎年 10 月上旬を目途に見直しが行われています。事業場内最低賃金の引上げをご検討されている場合は、お早めに「業務改善助成金」をご活用ください。

### 【制度の概要】

#### 1 対象となる事業場

- （1）中小企業・小規模事業者であること
- （2）地域別最低賃金と事業場内最低賃金の差額が 30 円以内であること  
※鹿児島県内事業場の場合、事業場内最低賃金が「853 円から 883 円」の範囲内にある事業場が対象です。

#### 2 助成対象となる取組

- （1）賃金引上げ計画を策定すること  
※取組を行う前に、鹿児島労働局に交付申請を行い、計画の認定（交付決定）を受ける必要があります。  
※交付申請後であれば、賃金引上げ計画に基づき、賃金の引上げを実施することができます。
- （2）交付決定後に、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行い、その費用を支出すること

#### 3 助成上限額

事業場規模、賃金引上げ額、賃金引上げ人数等により、30 万円～600 万円

#### 4 申請期限

令和 6 年 1 月 31 日（水）

※ただし、予算の範囲内で交付するため、申請期限よりも前に受付を終了する場合があります。

<業務改善助成金の詳細はこちら>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/zigyounushi/shienjigyou/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyounushi/shienjigyou/03.html)



# 令和5年度業務改善助成金のご案内

※申請期限：令和6年1月31日  
(事業完了期限：令和6年2月28日)

## 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の  
引き上げ



設備投資等  
機械設備導入、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など



業務改善助成金  
を支給  
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

## 対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に  
申請

→ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

## 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。  
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費の拡充や助成対象経費の具体例（「生産性向上のヒント集」）について、詳しくは、リーフレット中面をご覧ください。

## 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が863円  
→助成率9/10

○8人の労働者を953円まで引上げ（90円コース）  
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円  
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円  
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

→ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は  
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの  
詳細は中面をチェック！

# 助成上限額・助成率

## 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

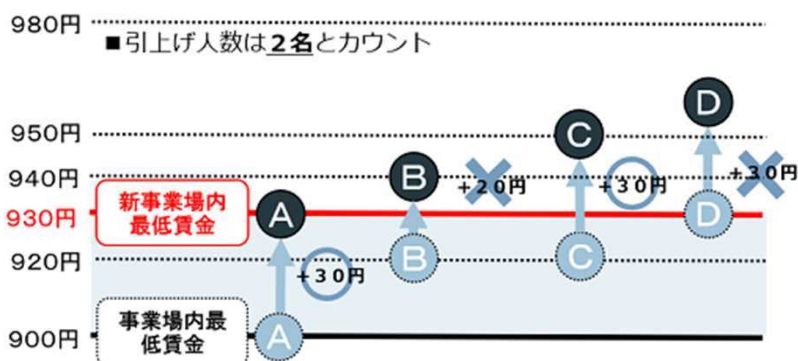
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

## 「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。  
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**



## 助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

( ) 内は生産性要件を満たした事業場の場合

## 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

\*「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

## <事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。  
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)  
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。  
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

## 助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

### ※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

#### <生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



#### <関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



## 助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

### 生産性向上の事例集 ～最低賃金の引上げに向けて～

この度、業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例を

### 生産性向上のヒント集

検索

生産性向上のヒント集

PDF 生産性向上のヒント集（令和4年3月作成） [PDF形式：7.312KB]

PDF 生産性向上のヒント集（令和3月作成） [PDF形式：9.625KB]

#### 【業務改善助成金に関する事例】

**事例4** 巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

【企業概要】 【所在地】山形県 【従業員数】16人 【事業内容】介護事業

**課題と対応**  
利用者の睡眠状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の待機時間が長くなることがあった。また、福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

**実施概要**  
利用者の睡眠状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器と、あらゆる車いすを電動で載せられる福祉車両を導入したいと考えた。そこで、助成金を活用して、ベッドセンサー、ワイヤレスコール、新型福祉車両を導入した。

職員の業務負担を機器の導入によって軽減したい（社長）

<導入前>

<導入後>

巡回、介助、送迎の負担が軽減された

**さらなる工夫**  
削減できた時間で、記録作成、備品管理、施設清掃、他の利用者の介助等が可能になった。

**実施結果**  
ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動で1人で車両に載せられるようになった。

**成果**  
巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を134円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 県の介護事業担当部署からの提案



#### 業務改善 事例3 スチームコンベクションオープン®の導入による生産量の増と調理工程の簡素化

【所在地】宮城県 【従業員数】6人 【事業内容】仕出業  
【課題と対応】調理人の熟練度や人数によって調理の質や量にばらつきが出るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

**企業概要**  
熟練者以外でも少人数で大量の調理を可能にしたいと考えました。また、焼く・蒸す等の調理工程を簡素化したいと考えました。そこで、助成金を活用してスチームコンベクションオープンを導入しました。

※ 蒸焼と水庫炎を用いて調理を行う加熱調理器具

今までのガス調理の負担を減らし、効率よく量産したい

導入前

導入後

若手従業員でも倍以上の量をミスなく調理可能

**さらなる工夫**  
メニューのバリエーションが増えたことで、新しく弁当や惣菜などにも力を入れられるようになった。

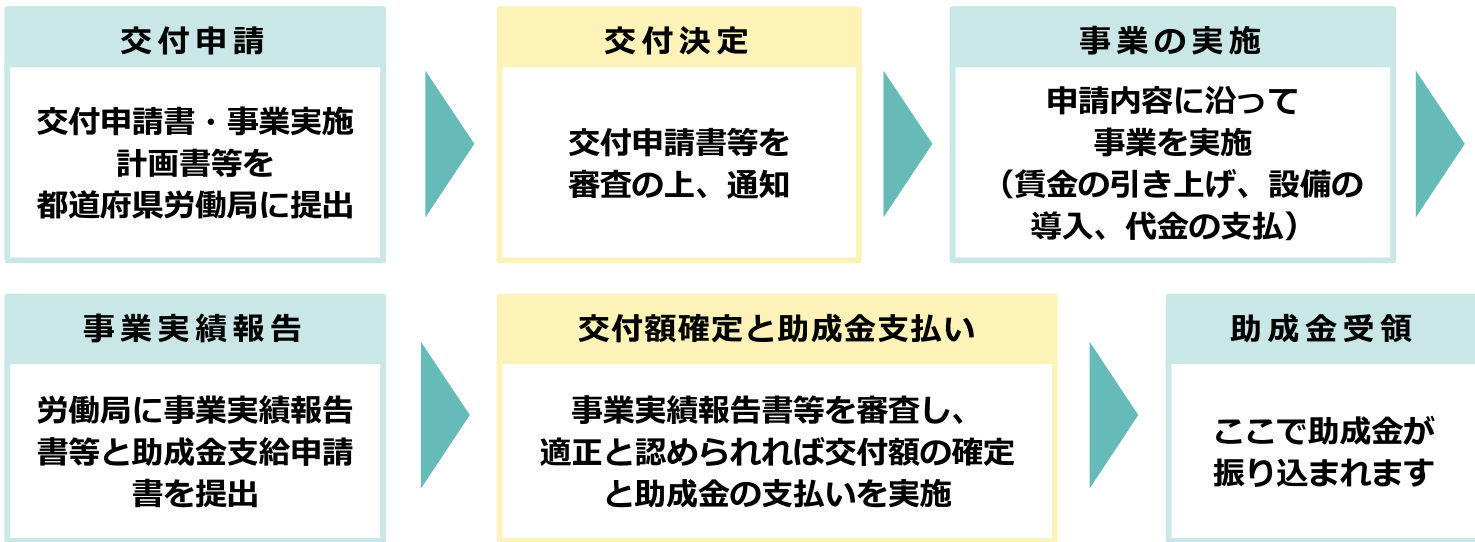
**実施内容**  
スチームコンベクションオープンの導入により、火加減の調整が省け、調理ミスによるロス率も減少した。調理人の熟練度や人数に左右されることがなく調理でき、空いた時間で他の作業もできるようになった。

**成果**  
生産量の増と調理工程の簡素化より生産性が向上し、6人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を50円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 商工会のセミナーに参加

## 助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



## 注意事項・お問い合わせ等

### 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### (参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



### 昨年度からの変更点

- 事業完了期限が、2024（令和6）年2月28日※になりました。  
※やむを得ない事由がある場合は2024（令和6）年3月31日とすることも可能です。
- 事業完了後に行う事業実績報告と支払請求の手続きを一本化し、手続きを簡便にしました。

### 参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**  
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**  
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

**電話番号：0120-366-440**（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

## 令和4年度業務改善助成金（通常コース）活用事例

業 種	事業場内最低賃金の		生産性向上のための導入機器等	交付額 (千円)
	引上額(コース)	引上人数		
農業	90円	12人	ハイクリービーム	6,000
	45円	4人	LED高原システム	1,000
建設業	60円	4人	顧客管理システム	1,350
	30円	1人	4 t ダンプ	300
製造業	30円	4人	カスポンクリーナー	700
	90円	7人	麺帯製造機、スクリュュー麺機	4,500
	90円	2人	イメージングスキャナー	1,500
	30円	25人	自動調整ケースシーラー	1,200
	45円	10人	計量器包装機架台	1,287
情報通信業	30円	5人	映像編集転送機器	486
	90円	1人	ビデオカメラ	846
不動産業	45円	7人	オールインワンミーティングボード	1,403
飲食店	90円	8人	急速冷凍機・冷凍機内蔵型ショーケース等	4,500
	60円	9人	食器洗浄機	2,300
	45円	8人	拡張工事	990
	30円	7人	急速冷凍機	594
	90円	2人	低放射フライヤー等	1,114
洗濯・理美容業	90円	1人	洗濯乾燥機	900
	30円	3人	POSレジ	390
医療・福祉	30円	12人	食器洗浄機	1,200
	30円	16人	助手席回転シート車	932
	30円	13人	自動釣銭機等	1,210
	30円	20人	保管庫	1,200
	30円	13人	業務用乾燥機	1,200
	30円	26人	乗用草刈り機	1,125
	30円	4人	自動検圧機能付きトレーニングマシーン	700
	30円	1人	電動昇降ベッド・車椅子	300
	30円	1人	PC・iPone・iPad	284
その他	30円	3人	配送用車両	900



報道関係者 各位

令和 5 年 6 月 30 日 (金)

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部監督課  
監督課長 篠田 雅史  
主任監察監督官 渡邊 光広

## 令和 4 年に調査した事業場の 7 割に法令違反 ～ 2 年連続で違反率が増加～

鹿児島労働局（局長 中所 照仁）は、令和 4 年に、管内の労働基準監督署（鹿児島、川内、鹿屋、加治木、名瀬）が実施した立入調査<sup>※1</sup>の結果を取りまとめましたので、公表します。

### 【令和 4 年の立入調査結果(概要)】

- 立入調査を実施した 1,390 事業場の 72.7%で何らかの労働基準関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法など）の違反が認められました。【図 1】
- 主要事項としては、
  - ・ 安全基準（危険な作業、危険な機械の使用など） 337 件（33.3%）
  - ・ 労働時間関係（36 協定のない時間外・休日労働など） 261 件（25.8%）
  - ・ 割増賃金（賃金不払残業など） 174 件（17.2%）の違反が多く認められました。【図 2】
- 業種別では、保健衛生業 77.9%、製造業 76.7%、建設業 73.2%、運輸交通業 70.8%、商業 67.6%などとなっています。【図 3】
- 使用停止等命令<sup>※2</sup>などの行政処分を 63 件行いました。【図 4】
- 重大・悪質な法違反等があったとして、6 件（労働安全衛生法違反事件 4 件、告訴 2 件）を鹿児島地方検察庁に書類送検<sup>※3</sup>しました。【表 2】

鹿児島労働局の労働基準監督署では、管内状況や労働基準監督署に寄せられる情報などから、労働時間、賃金支払い等の労務管理や安全衛生管理等の労働基準関係法令上の問題が認められる事業場に対して立入調査を実施しています。

働き方改革関連法が順次施行されており、令和 6 年 4 月には、時間外労働の上限規制が猶予されている医師、自動車運転者、建設業従事者、砂糖製造業への適用が予定されています。管内の労働基準監督署においては、働き方改革関連法の施行に伴って改正された労働基準法等の内容（年次有給休暇の取得促進や時間外労働の上限規制など）の説明を希望する事業場に対しては、直接事業場を訪問して、「労働時間相談・支援<sup>※4</sup>」を行っており、令和 4 年は、140 事業場を訪問しました。引き続き、関係法令の周知を行ってまいりますので、最寄りの各労働基準監督署にお問い合わせください。

鹿児島労働局・労働基準監督署では、今後とも適切な労務管理が実施され、働く方が安心して安全に、そして健康で働ける労働環境を確保するために引き続き各種取組を行ってまいります。

## 【用語説明】

### ※1「立入調査」

労働基準監督官は労働基準法第 101 条などの規定に基づき、事業場等を訪問して、関係書類や機械・設備などを確認したり、関係者から聞き取りを行うなどして法定労働条件が守られているか確認を行っています。（「監督指導」とも言います。）

管内状況や労働基準監督署に寄せられる情報などに基づいて計画的に立入調査を実施しています。また、労働災害の発生を契機として実施したりもしています。

また、立入調査の結果、法令違反が認められた場合には、その事項を改善するよう是正を勧告します。（行政指導）

### ※2「使用停止等命令」

労働基準監督官の立入調査の結果、施設や設備等が定められた安全衛生基準に違反し、労働者に窮迫した危険が生じる場合等において、その使用や作業の停止、変更その他必要な事項を命ずる行政処分です。（労働基準法第 96 条の 3、労働安全衛生法第 98 条）

### ※3「書類送検」

法違反が是正されない場合や法違反が度重なる場合、法違反を原因として重大な労働災害を発生させた場合などに、司法警察権限を行使し、検察庁に書類送検しています。（労基法第 102 条、安衛法第 92 条など）

### ※4「労働時間相談・支援」

「働き方改革」に取り組みたい中小企業・小規模事業者に対して、各労働基準監督署の「労働時間相談・支援班」が事業場を訪問して、改正労働基準法の施行に関する次のようなお悩みについて解決策を提案するなどしています。

#### 【相談例】

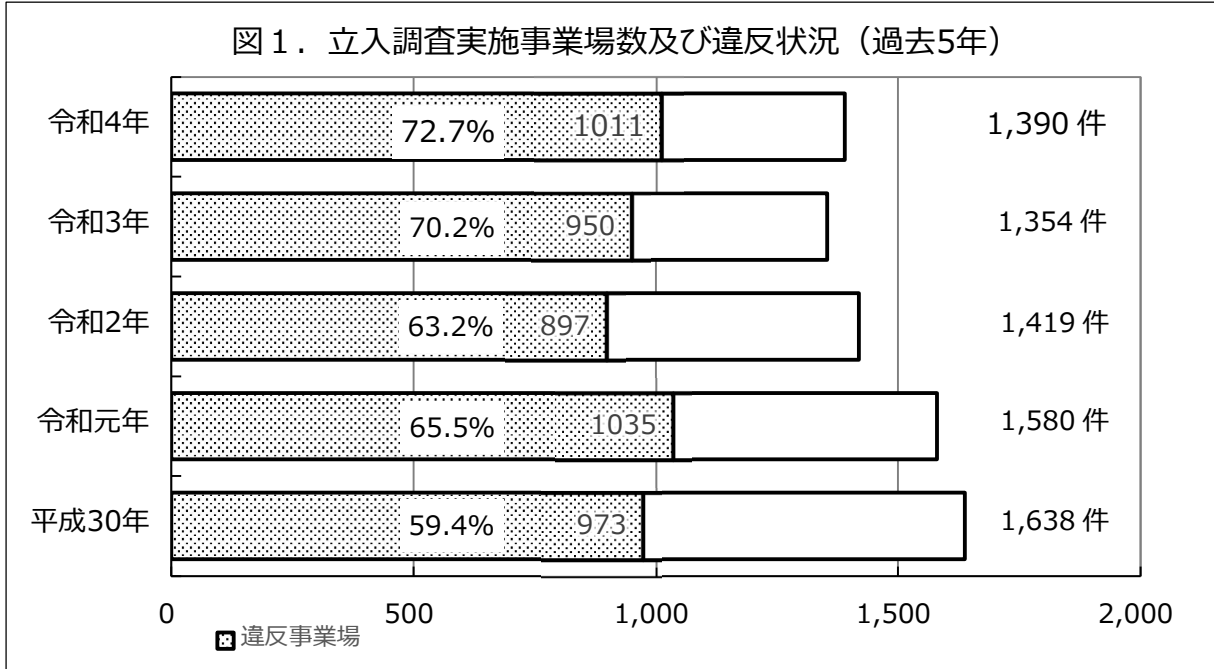
- ・ 時間外・休日労働協定（36 協定）の作り方や手続きを教えてください
- ・ 労働時間を短くするいい制度がないか教えてください
- ・ 上限規制に対応した労働時間管理について、やり方を教えてください
- ・ 助成金を活用して就業環境を良くしたいので、どのような助成金があるか教えてください

「労働時間相談・支援」は、改正労働基準法の施行に関する周知を目的に、事業場からの相談に対してきめ細やかな相談・支援を行うもので、上記の立入調査とは異なり、法定労働条件が守られているかを確認して、行政指導（是正を勧告）することはありません。

## 【令和4年の立入調査結果（詳細）】

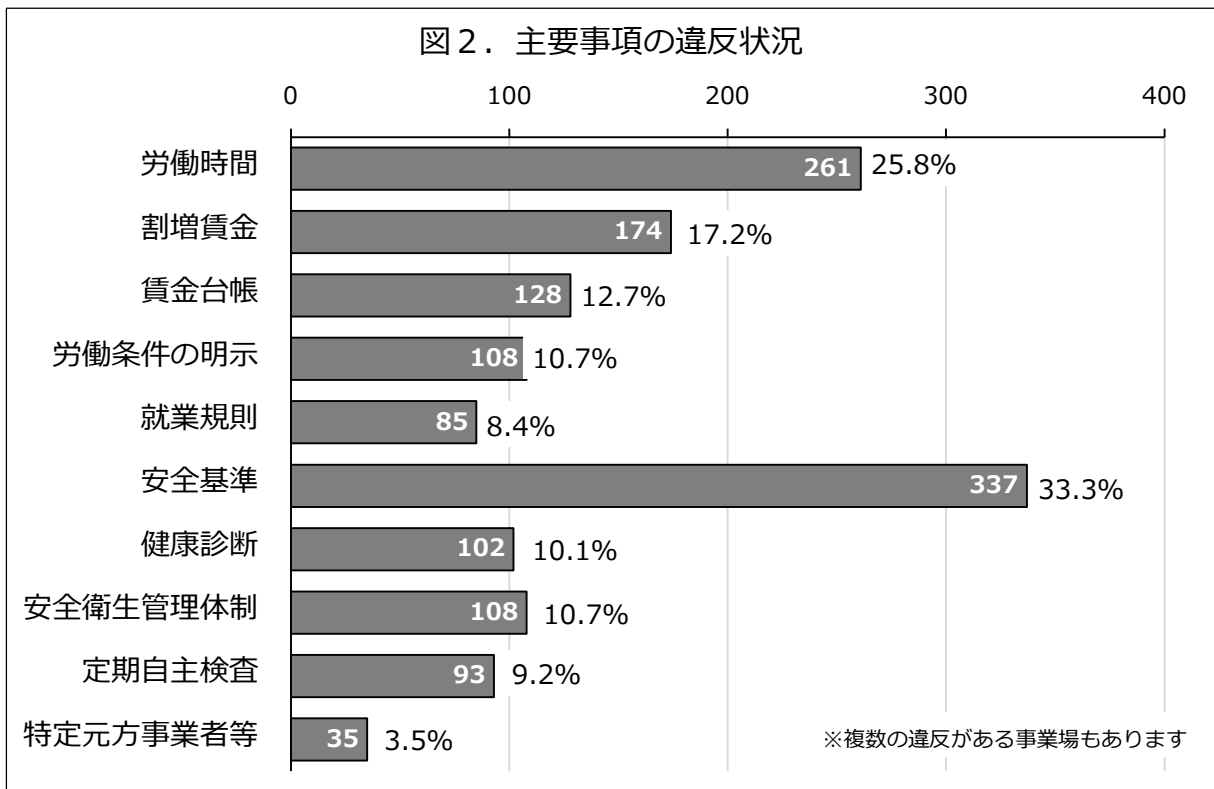
### 1 立入調査の実施結果【図1】

令和4年に立入調査（監督指導）を実施した1,390事業場のうち、72.7%（1,011事業場）で何らかの労働基準関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法）の違反が認められました。



#### (1) 主要事項の違反状況【図2】

労働基準法では労働時間（36協定を届け出ずに時間外労働・休日労働を行わせているなど）261件（25.8%）、労働安全衛生法では安全基準（危険な作業を行わせる、危険な機械を使用させているなど）337件（33.3%）が最も多い違反事項でした。



主な法令違反の例（令和4年）【表1】

【労働基準法関係】

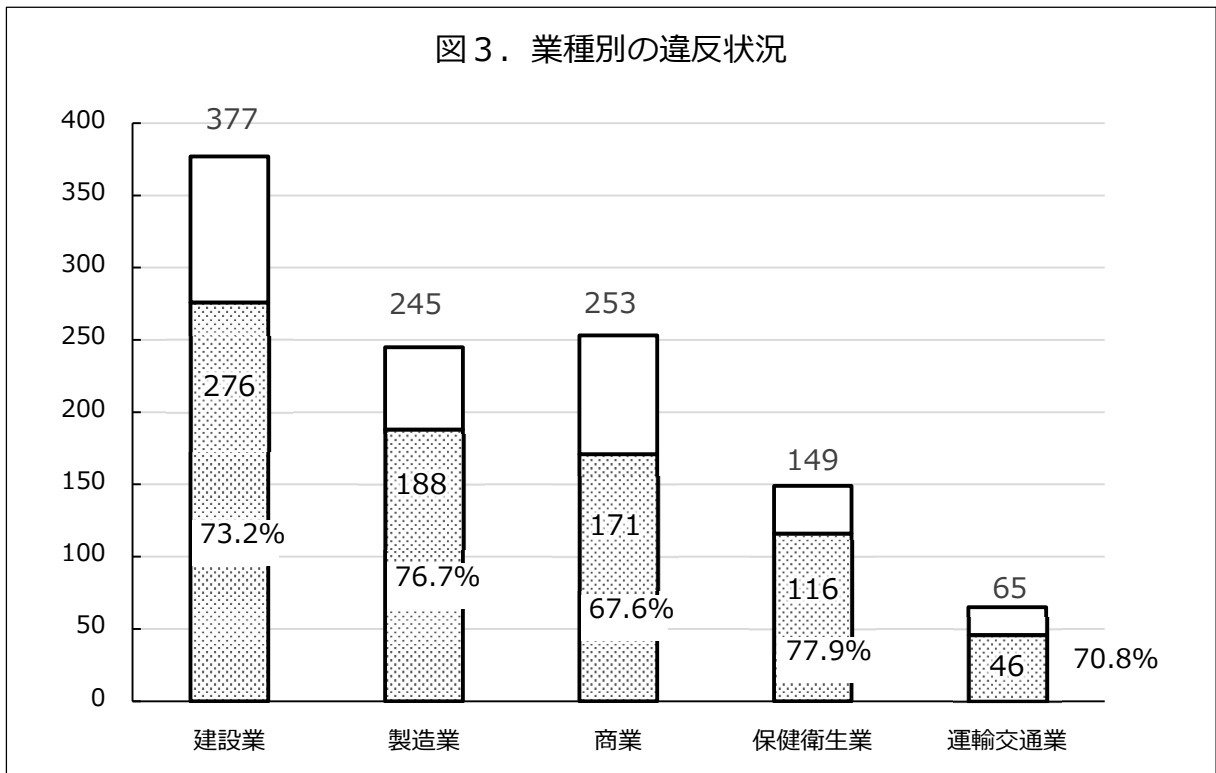
<p><b>労働時間・休日</b></p> <p>〔 労基法第 32 条・ 第 35 条・第 40 条 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間外労働・休日労働に関する協定（36 協定）を締結し、それを労働基準監督署に届け出ることなく、法定労働時間を超えて、又は法定休日に労働させている。</li> <li>・ 36 協定の限度時間を超えて、時間外労働を行わせている。</li> </ul>
<p><b>割増賃金</b></p> <p>（ 労基法第 37 条 ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間外労働・休日労働・深夜労働に対し、法定の割増賃金を支払っていない。</li> <li>・ 割増賃金の算定基礎に、資格手当や精皆勤手当を含めていない。</li> </ul>
<p><b>労働条件の明示</b></p> <p>（ 労基法第 15 条 ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働契約を締結する際に、労働時間や賃金に関する事項を書面交付により明示していない。</li> <li>・ 有期労働契約を締結する際に、契約更新の基準（更新の有無等）を書面交付により明示していない。</li> </ul>
<p><b>就業規則</b></p> <p>（ 労基法第 89 条 ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時 10 人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成又は変更した場合に労働基準監督署に届け出していない。</li> </ul>
<p><b>賃金台帳</b></p> <p>（ 労基法第 108 条 ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金台帳に労働日数や時間外労働時間数を記入していない。</li> <li>・ 賃金台帳を 3 年間保存していない。</li> </ul>

【労働安全衛生法関係】

<p><b>安全基準</b></p> <p>〔 安衛法第 20 条 ～第 25 条 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械の原動機や回転軸等の労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に覆いを設けていない。（使用停止等命令処分）</li> <li>・ 高さが 2 メートル以上の高所で労働者に作業を行わせるにあたり、手すり等の墜落防止措置を講じていない（使用停止等命令処分）。</li> </ul>
<p><b>健康診断</b></p> <p>（ 安衛法第 66 条 ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時使用する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期的に健康診断を実施していない。</li> <li>・ 有害物を取り扱ったり、高温等の特殊な環境下で業務に従事する労働者に対し、特殊健康診断を実施していない。</li> </ul>
<p><b>安全衛生管理体制</b></p> <p>〔 安衛法第 10 条～第 12 条、 第 15 条、第 17 条～第 19 条 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時 50 人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者（安全管理者、衛生管理者等）を選任していない。</li> <li>・ 常時 50 人以上の労働者を使用しているため、衛生委員会を設けているが、委員の構成が法に適合していない。</li> </ul>
<p><b>定期自主検査</b></p> <p>（ 安衛法第 45 条 ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フォークリフトや建設機械、移動式クレーン等の機械について、1 年以内ごとに 1 回、定期的に自主検査を実施していない。</li> </ul>
<p><b>特定元方事業者等</b></p> <p>〔 安衛法第 30 条・ 第 31 条 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係請負人（下請会社）の労働者に足場を使用させているのに、足場の基準に適合する措置を講じていない。</li> <li>・ 関係請負人（下請会社）が入る現場において、作業間の連絡調整が不十分であったり、作業場所の巡視が行われていない。</li> </ul>

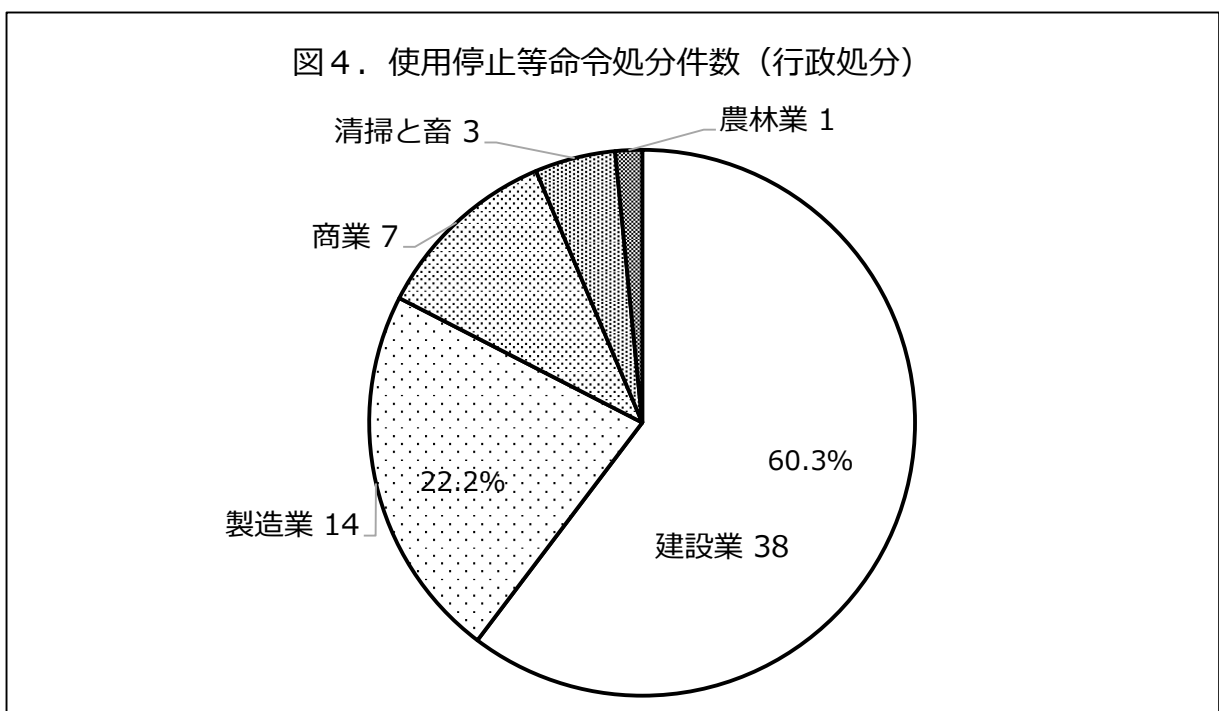
(2) 業種別の違反状況【図3】

業種別では、保健衛生業 77.9%、製造業 76.7%、建設業 73.2%、運輸交通業 70.8%、商業 67.6%などとなっています。



2 使用停止等命令処分【図4】

機械等に巻き込まれ防止措置が施されていない場合や高所作業で墜落防止措置が施されていない場合など危険性の高い機械・設備などに対して、その場で機械などの使用停止・変更や作業の停止等を命ずる行政処分を行った件数は63件で、そのほとんどが建設業（38件）や製造業（14件）の事業場におけるものでした。



書類送検の結果（令和4年）【表2】

No.	業種	概要	送検年月
1	ビルメンテナンス業	機械の運転停止措置違反	R4.1
2	一般貨物自動車運送業	賃金不払い（告訴）	R4.3
3	その他の建築工事業	労災かくし（労働者死傷病報告書未提出）	R4.5
4	その他の製造業	フォークリフトの用途外使用違反	R4.9
5	その他の金属製造業	労働安全衛生法関係（告訴）	R4.10
6	機械修理業	フォークリフトの運転に対する危険防止措置義務違反	R4.11

# 令和5年度鹿児島労働安全衛生大会を開催します。

令和5年7月4日（火）13時～ 川商ホール第2ホールで開催

全国安全週間（7月1日から7日まで）の取組の一環として、7月4日に「令和5年度鹿児島労働安全衛生大会」を開催します。

この大会は、広く安全衛生意識の高揚と産業界における安全衛生管理活動の積極的な展開の促進を図る目的で、鹿児島労働局が主唱し、労働災害防止団体等の主催により開催されるものです。（資料1）

大会では、優良事業場の表彰式、特別講演が行われます。（資料2）

（労働基準部健康安全課）

## 参考資料

- （1） 令和5年度鹿児島労働安全衛生大会 開催要領 資料1
- （2） 令和5年度鹿児島労働安全衛生大会 会次第 資料2



## 令和5年度 鹿児島労働安全衛生大会 開催要領

### 1 開催目的・趣旨

広く安全衛生意識の高揚と産業界における安全衛生管理活動の積極的な展開の促進を図る目的で、下記により労使をはじめ関係者の参集する「鹿児島労働安全衛生大会」を開催し、もって県内産業界における労働災害の防止と、労働安全衛生水準の向上に寄与せんとするものである。

### 2 日 時

令和5年7月4日（火） 13:00～16:20  
（開場 12:00）

### 3 場 所

川商ホール（鹿児島市民文化ホール） 第2ホール  
（鹿児島市与次郎2-3-1）

### 4 次 第

安全衛生関係表彰式、挨拶、祝辞、特別講演等

### 5 参加者

広く県内の労使ほか関係者 600人

### 6 関係者等

主唱 鹿児島労働局

主催 （公社）鹿児島県労働基準協会

建設業労働災害防止協会鹿児島県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島支部

鹿児島県砕石協同組合連合会

（公社）建設荷役車両安全技術協会鹿児島県支部

共催 （独）労働者健康安全機構鹿児島産業保健総合支援センター

（一社）日本ボイラ協会鹿児島支部

協賛 （公社）鹿児島県医師会

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部

後援 鹿児島県、鹿児島市、南日本新聞社

## 令和5年度 鹿児島労働安全衛生大会 会次第

- 1 日時 令和5年7月4日（火）13：00～16：20
- 2 場所 川商ホール（鹿児島市民文化ホール）第2ホール  
（鹿児島市与次郎2-3-1）
- 3 大会次第
  - (1) 開場・受付開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12：00
  - (2) 開会・黙禱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13：00
  - (3) 開会の辞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13：05
  - (4) 表彰式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13：10  
鹿児島労働局長賞授与
  - (5) 挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13：30
    - ① 大会会長
    - ② 鹿児島労働局長
  - (6) 来賓祝辞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13：45
    - ① 鹿児島県知事
    - ② 鹿児島市長
    - ③ 鹿児島県経営者協会会長
    - ④ 日本労働組合総連合会鹿児島県連合会長
  - (7) 休憩（15分）ストレッチ体操・・・・・・・・・・・・・・・・14：05
  - (8) 特別講演・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14：20  
演題 九州地方初 シールド工法による道路トンネルの構築  
～死亡災害『ゼロ』・環境事故『ゼロ』を目指して～  
講師 大成・大豊特定建設工事共同企業体  
鹿児島東西道路シールド作業所  
作業所長・監理技術者 橋本 諭（はしもと さとし）氏
  - (9) 特別講演・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15：10  
演題 治療と仕事の両立支援  
～事業場における両立支援を進める際のポイント～  
講師 独立行政法人労働者健康安全機構  
熊本労災病院 副院長・地域就労治療両立支援部長  
熊本労災看護専門学校 校長  
松村 敏幸（まつむら としゆき）氏
  - (10) 大会宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16：10
  - (11) 閉会の辞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16：15
  - (12) 閉会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16：20

## 全国安全週間にあたり、 合同安全パトロールを実施します。

鹿児島県内の労働災害は、死亡者数及び休業4日以上之死傷者数ともに長期的には減少傾向にあるものの、近年、死亡者数は増減を繰り返し、休業4日以上之死傷者数は増加傾向に転じています。(資料1)

当局では、毎年、全国安全週間(7月1日～7日)の取組の一環として、安全パトロールを実施しております。これまで大規模建設工事現場を対象として安全パトロールを実施してきたところですが、令和4年にフォークリフトによる死亡災害が3件発生(資料2)したことから、今年は、鹿児島新港区において行われているフォークリフトによる荷役作業現場を対象として、鹿児島労働局長が鹿児島県、労働災害防止団体等と合同安全パトロールを実施することとしました。(資料3)

また、7月は「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」(資料4)の重点取組期間でもありますので、熱中症予防の徹底についても周知していきます。

(労働基準部健康安全課)

### 参考資料

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| (1) 鹿児島県における労働災害の推移       | 資料1 |
| (2) 令和4年死亡災害事例(抜粋)        | 資料2 |
| (3) 合同安全パトロール実施要領         | 資料3 |
| (4) STOP!熱中症 クールワークキャンペーン | 資料4 |

# 鹿児島県における労働災害の推移

資料 1

- 死亡者数、休業4日以上の死傷者数ともに、長期的には減少傾向にあるものの、死亡者数は近年増減を繰り返し、休業4日以上の死傷者数は近年増加傾向に転じている。



資料 2

## 令和4年 死亡災害事例(抜粋)

鹿児島労働局

番号	発生日月	業種	被災時の職種	性別	年齢	経験年数	事故の型	起因物	災害の概況(速報による)
9	令和4年 10 月	倉庫業	運転作業員	男	67	30年	激突	フォークリフト	被災者が、フォークリフト荷役作業中、焼耐用の芋が入ったフレコンバッグを運搬するため、フォークリフトを後退させたところ、後方に停車されていた無人でフォークが上がった状態のフォークリフトに気づかないまま後ろ向きに激突、死亡した。
11	令和4年 10 月	畜産業	運転作業員	男	55	10年	激突され	フォークリフト	被災者がフォークリフトを運転し、子牛運搬用鉄柵にフォークリフトのフォークを差し込もうとしていた際に、フォークリフトからエンジンを切らずに離席し、フォークリフトの前方に移動していたところ、無人のまま動き出したフォークリフトに激突され、子牛運搬用鉄柵との間に挟まれ死亡した。
12	令和4年 12 月	その他の事業	作業員	男	71	40年	激突され	フォークリフト	被災者が、事務所から作業場所に向かって、途中の共有倉庫出入口付近を徒歩で移動中、コンテナを倉庫内に搬入するため後進中のフォークリフト(別事業場の労働者が運転)に激突され、死亡した。

## 合同安全パトロール実施要領

### 1 実施日時

令和5年7月7日（金）10:00～12:00（予定）

### 2 場所

鹿児島県鹿児島市城南町（鹿児島新港区）

### 3 スケジュール

- (1) 09:40 現地集合（鹿児島港湾福祉センター）
- (2) 10:00～10:05 鹿児島労働局長 あいさつ
- (3) 10:05～10:15 現場概要説明
- (4) 10:15～11:30 パトロール
- (5) 11:30～12:00 講評（奄美・沖縄フェリーターミナル）

### 4 参加団体等（予定）

鹿児島県鹿児島地域振興局、陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島支部  
鹿児島労働局、鹿児島労働基準監督署

### 5 その他

- (1) 撮影等の取材を希望される場合は、7月3日（月）17時までに、担当者（労働基準部健康安全課（勝田 連絡先 099-223-8279）までご連絡ください。
- (2) 車でお越しの方は、集合場所の鹿児島港湾福祉センター（鹿児島市城南町22-1）の駐車場をご利用ください。
- (3) 現地では、保護帽（ヘルメット）の着用をお願いします。  
未着用者の入場は固く断りします。
- (4) パトロールの際は、危険防止のため立ち入れない場所がありますので、関係者の指示に従ってください。

\* 雨天（小雨）決行いたします。

# STOP！熱中症

## クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン  
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

### 準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



# キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/> プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

## 重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**